

# デジタル庁情報システム調達改革検討会 における多様な企業の参入についての検討状況

戦略・組織グループ 調達支援・改革担当

## デジタル庁

# デジタル庁 情報システム調達改革検討会の開催について

## 検討会の設立趣旨

- 令和3年8月25日「デジタル庁における入札制限等の在り方に関する検討会・報告書」において、調達契約の形態や単位の柔軟化、多種多様なベンダーの参入機会の拡大等、調達全般に係る課題が指摘されている。
- また、令和4年度「デジタル社会の実現に向けた重点計画」では、「情報システムに関する政府調達については、参入手続における公平性や迅速性の確保、アジャイル開発等の手法への対応、クラウドを活用したサービス開発などを念頭に、令和4年度（2022年度）に検討を行い、必要に応じ法制度を含め順次整備を進める」と記載されている。
- このように多様なシステム開発ニーズに対応していくには、従来とは異なる調達プロセスや体制の見直しなど、より柔軟な調達のあり方を検討する必要がある。
- よってデジタル庁では、専門家・有識者で構成する「情報システム調達改革検討会」を設置し、国内外の情報システム調達に係る制度・体制・手法等の先進的な事例を調査・整理しつつ、情報システム調達に必要な施策を議論頂き、その実現を目指していくこととする。

### <検討事項>

下記に関する解決方策や目指すべき姿等について整理・検討し、調達改革に関する報告を求める。

- (A) 調達する際のプロセス見直しと体制強化
  - ・ アジャイル開発を含む調達・契約方法の在り方 等
- (B) 多種多様なベンダーの参加、適切なベンダーの選定
  - ・ スタートアップ企業等の参入機会の拡大
  - ・ デジタルマーケットプレイスの導入検討 等
- (C) プロセスの明確化・透明性の向上等
  - ・ ベンダーロックインの排除と透明性・公平性の確保 等

# アンケート調査の概要

- ▶ 業界団体や大手クラウド事業者等を対象に政府情報システム調達改革のためのアンケート調査を実施したが、アンケートへの回答率は1割程度と政府調達へ関心が薄い事業者が多いと想定される

## 政府情報システム調達改革のためのアンケート調査

目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 政府情報システム調達に参加したことがない中小・スタートアップ企業が抱える、現在の制度等に対する課題認識や要望等の把握</li> <li>✓ 政府情報システム調達に参加経験・資格がある大・中小企業が抱える、更に多種多様な案件へ参加する上での課題・要望等の把握</li> </ul>
調査対象	民間企業 約1,900社（業界団体・大手クラウド事業者等）
調査方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ Webアンケートでの回答</li> <li>✓ 選択項目と記述式項目で構成</li> </ul>
回答者数	民間企業 206社（1割程度の回答率）
調査実施期間	2022年6月22日（水）～2022年8月12日（金）

## 政府情報システム調達改革のための追加アンケート調査（実施中）

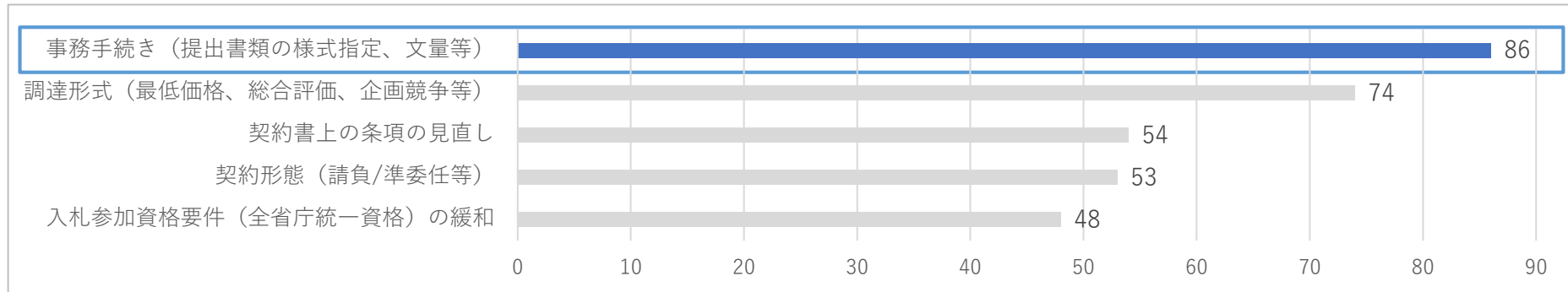
目的	✓ 事務手続き・調達形式・公告期間に関する課題詳細の把握（定性コメントの収集）
調査対象	<p>民間企業のうち、下記の和集合 132社（業界団体・大手クラウド事業者等）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 政府情報システム調達の改善点のうち、「事務手続き（提出書類の様式指定、文量等）」を選択した事業者 86社</li> <li>• 政府情報システム調達の改善点のうち、「入札手続き」を選択した事業者 74社</li> <li>• 入札を見送った理由として「入札公告又は入札説明会の日から入札書・技術提案書等の提出期限までの期間が短く入札が困難である」を選択した事業者 49社</li> </ul>
調査方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ Webアンケートでの回答</li> <li>✓ 記述式項目で構成</li> </ul>
回答者数	現在実施中
調査実施期間	2022年9月20日（水）～実施中

# アンケート内容：政府情報システム調達改善点（事務手続き）（1/2）

- ▶ 中小・スタートアップ企業においては、公共調達への参入意思はあるものの、入札事務手続きの煩雑さ等の理由から入口段階で参加を見送っている

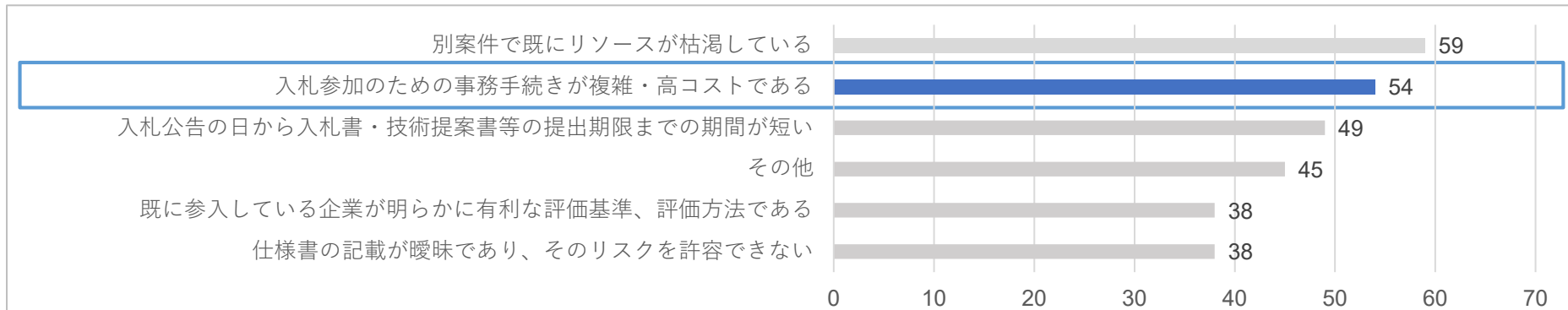
## 政府情報システム調達の改善点（上位5件）（回答者数：206）

入札事務手続きの煩雑さに対して、改善を望む回答が多い。



## 入札見送り理由（上位5件）（回答者数：206）

入札見送りの理由として、「事務手続きが複雑・高コスト」が第2位となっている。



## アンケート内容：政府情報システム調達の改善点（事務手続き）（2/2）

- 入札参加資格の取得から提案までの事務手続きのデジタル化・ペーパレス化による簡素化や負担軽減等が望まれている

## 政府情報システム調達の改善点として事務手続きを選択した回答者のコメント（抜粋・原文ママ）

## デジタル化・簡素化

入札参加  
資格取得

- 企業の適格性に関する情報を一元管理していただいた上でweb上で申請が完結する形を希望します。提案書類に関しても各団体ごとに求められるものや様式や種類が異なり記載方法等に関しても毎回確認が発生しています。様式の統一や紙提出ではなくWeb上で提出が完了する形を希望します。

## 資料閲覧

- 資料閲覧について、現地に赴いてメモしなければならないケースが多く、効率が良くないです。例えばDirectCloudのようなサービスを使って、オンラインで資料を閲覧できるようにしていただきたいです。
- 調達仕様書の入手を簡易にしてほしい。説明会と合わせて、Web配信で済ませてほしい。

提案書作成  
・提出

- 納税証明書や登記簿謄本等、別機関への取り寄せが必要な書類は事前に登録しておくなどにしたい。（都度取り寄せることを避けたい）
- 共有で提示す書類関連は、一度提出した書類を各省庁でまたがった管理を行っていただくと助かります。法人マイナンバーに紐づいた情報として管理するなど
- 電子押印等、クラウド型の入札手続きになることを望みます

## ペーパレス化・廃止による負荷軽減策

- 入札参加申込に関して必要書類が多く、民間企業への提案では特に求められない押印を求められるものが多いです。（押印廃止）

-

- 省庁によりますが、財務状況を確認するために、財務諸表の提出を求められます。競争参加資格を取得している時点で、財務状況の確認はされているはずなので、提出を再検討いただきたいです。
- 捺印は不要とし、電子データでの提出にしてほしい。登記簿等が必要な場合もPDFでの受付を可としてほしい。郵送や紙の書類でのやり取りはやめてほしい。
- 類似案件等の実績の提示にあたり、提出資料においては実績情報の記載までとし、各自治体のHP等で公表情報が確認可能な場合は、契約書の写しの提出は不要としていただき、各官公庁間において確認いただきたい。
- クラウドへ必要資料のアップロードで提出が完了できるような仕組みとなると、紙や人的稼働の削減に繋がると考えられます。

# 入札事務手続きの負担軽減の取組（例）

- ▶ 入札事務手続きの負担軽減策として、デジタル庁は積極的に電子化の取組を推進している
- ▶ 今後、更なるデジタル化・ペーパーレス化に向けた取組の拡大を検討する

## 提出を求めている資料（例）

## デジタル庁における電子化の取組

## 更なる取組拡大（一案）

### 入札参加資格取得

- 申請書
- 登記事項証明書
- 納税証明書（その3の3）
- 財務諸表（1年分）

- 全省庁統一資格につき、同左

- 押印廃止
- Web申請
- 様式統一

### 資料閲覧

- 資料閲覧申請書
- 守秘義務に関する誓約書

- 電子手交可
- 各資料における押印省略可

- 入札説明会、資料閲覧等のオンライン実施

### 提案書作成・提出

- 提案資料一式（30～200ページ程度）
- 公的な資格や認証等の取得（ISO9001、ISO/IEC27001、プライバシーマーク等）
- 作業要員に求める資格等の要件（PMP、情報処理技術者等）
- 提案機器等リスト（サーバ等の製造業者、製品名、型番等）
- ワーク・ライフ・バランス等の認定・認証の加点要件（えるぼし、くるみん、ユースエール等）

- 提案書の紙代替提出部数の削減
- 電子媒体の光学ディスク記録媒体又はダウンロード形態の提出可能
- 各資料における押印省略可

- 提案書一式資料の紙媒体の提出省略（ペーパーレス化）
- クラウドへ必要資料のアップロードでの提出
- 各省庁共通の提出書類等について、法人番号に紐づいた一括管理と各省庁共通での利用

### 入札

- 入札書
- 暴力団等に該当しない旨の誓約書
- 令和4・5・6年度の全省庁統一資格の写し
- 委任状

- 原則、電子調達システムにおける電子入札
- 各資料における押印省略可

- 登記されている法人の基本情報を開示する「gBizINFO」上での入札参加資格の確認（全省庁統一資格の写し提出不要）
- 電子調達システムの利用に向けた事業者への周知

### 落札・契約

- 契約書
- 再委託承認申請書

- 原則、電子調達システムにおける電子契約
- 各資料における押印省略可

- 電子調達システムの利用に向けた事業者への周知

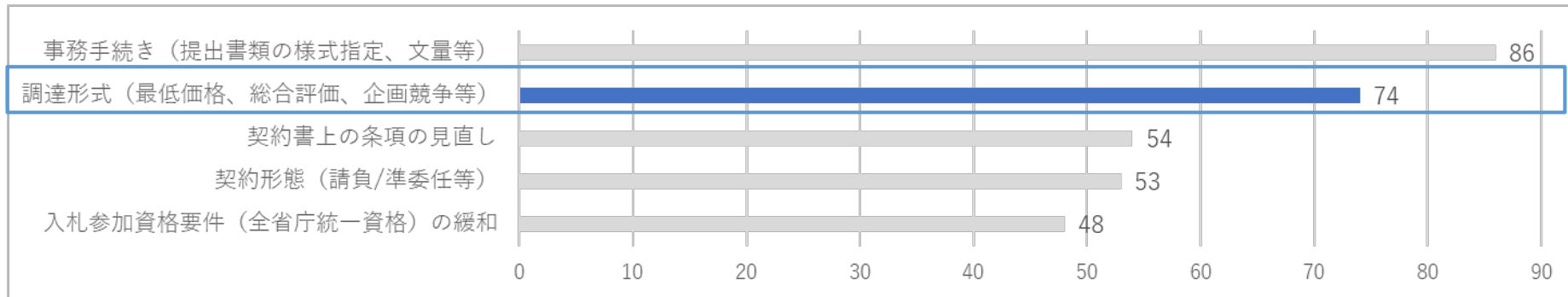
デジタル・マーケットプレースの活用

## アンケート内容：政府情報システム調達改善点（調達形式）

- 入札価格以外の要素を総合的に判断する「総合評価方式」や「企画競争」の採用が望まれている

## 政府情報システム調達改善点（上位5件）（回答者数：206）※複数回答

入札価格以外の要素を総合的に判断する「総合評価方式」や「企画競争」（詳細は回答者コメント）を望む回答が多い。



## 政府情報システム調達改善点として「調達形式」を選択した回答者のコメント（抜粋）

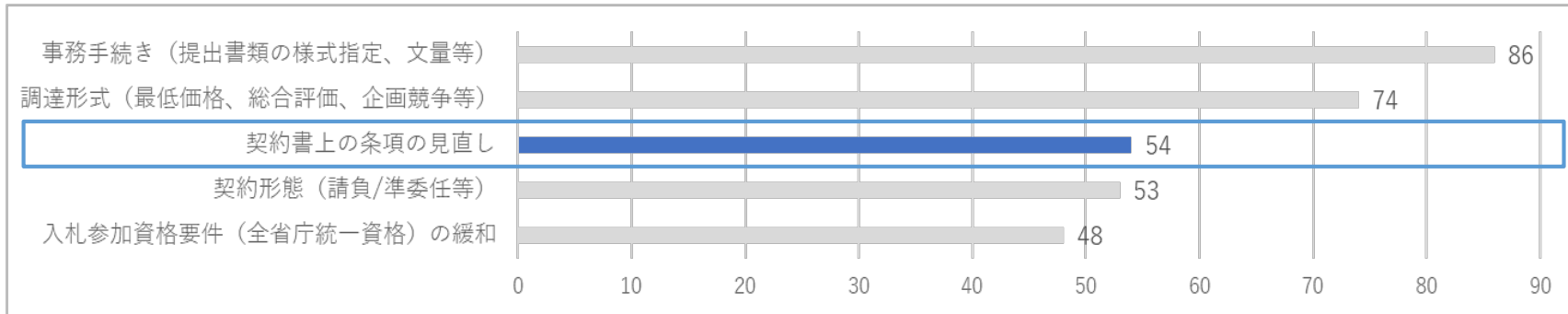
回答者属性（業態/従業員数）	政府情報システム調達改善点に関するコメント（抜粋）
受注開発・情報サービス/500名以上	最低価格方式の場合、既存業者優位になる傾向にあるため総合評価（且つ、技術点を優先）が望ましい。
受注開発・情報サービス/500名以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金額の大小の基準ではなく、案件の特性に応じて総合評価方式を採用できるようにしていただきたい。</li> <li>・総合評価方式の調達であっても、低価格入札が優位となり正常な競争環境になっていない。（「低入札価格調査制度」で調査の結果失格になった事例を聞いたことがない）</li> <li>・公表された予定価格範囲内で最も優良な提案内容での評価にて業者選定する調達方式(企画競争)を増やしていただきたい。</li> <li>・ハードウェアの製造請負や物品購入、リースに関する入札では、価格を重視した調達方式(評価方式)が多い。技術力(性能・有用な機能・トータルライフサイクルコスト)を重視する調達方式を増やしていただきたい。</li> </ul>
追加アンケート	最低価格方式では提案内容に関してもどうしても「お値段相応の」提案内容にしかならず、発案者側にもメリットが少ないため、全案件総合評価にするべきと考えます。
追加アンケート	役務提供案件については、すべて企画競争が望ましいと思います。価格が決まっており、かつ価格が競争ポイントにならないため、単純に技術力で戦うことができます。

## アンケート内容：政府情報システム調達改善点（契約条項の見直し）

- 中小・スタートアップ企業に限らず、損害賠償金額の上限の明示が望まれている
- SaaSサービスを提供している中小・スタートアップ企業からは、調達側に利用規約へ同意してもらえないと参入が難しいという課題も寄せられた

## 政府情報システム調達の改善点（上位5件）（回答者数：206）※複数回答

契約条項の改善については、特に損害賠償金額の上限明示（詳細は回答者コメント）を望む回答が多い。



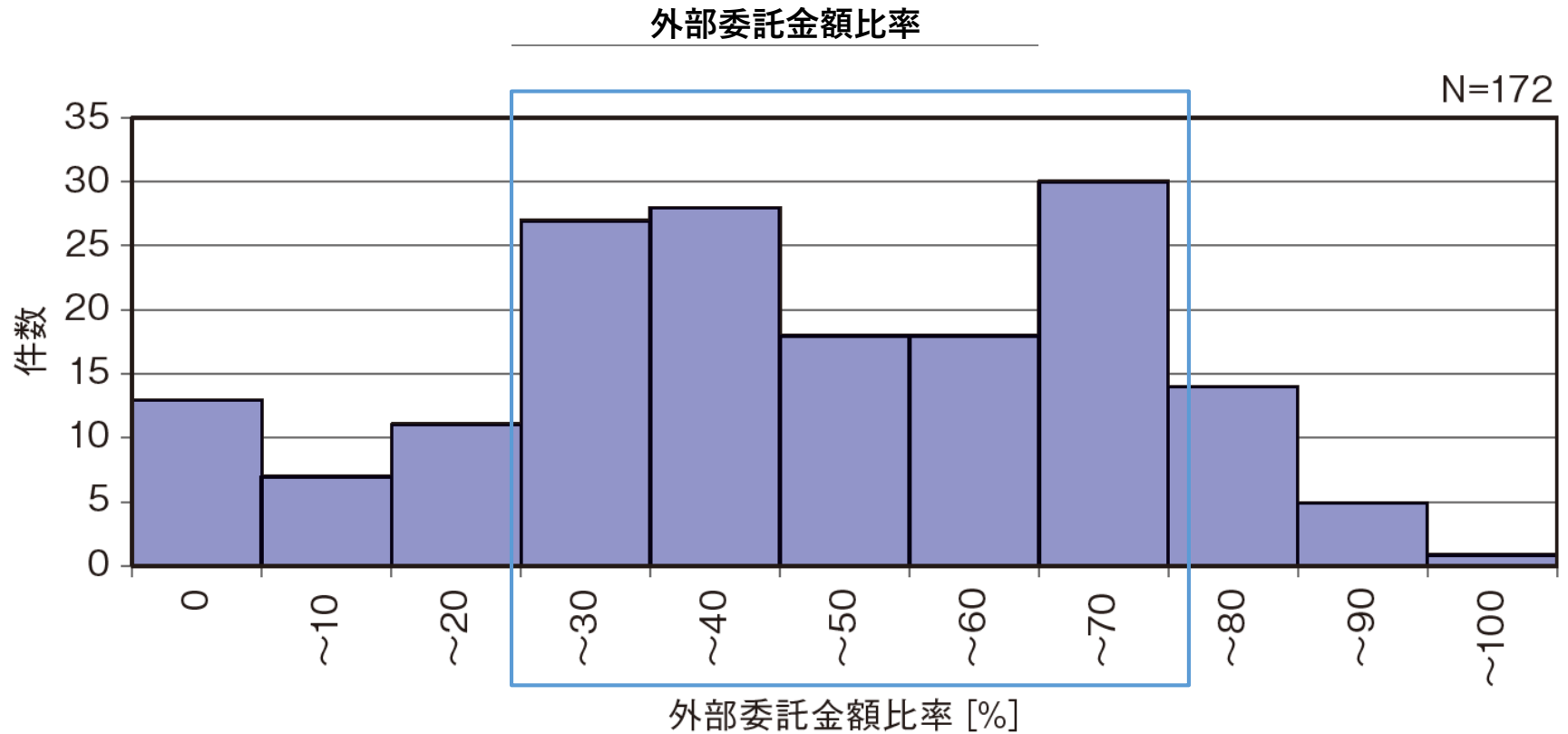
## 政府情報システム調達の改善点として「契約書上の条項の見直し」を選択した回答者のコメント（抜粋）

回答者属性（業態/従業員数）	政府情報システム調達の改善点に関するコメント（抜粋）
ハードウェア製品/100～499名	損害賠償上限は設けていただきたい。秘密保持期間は設けて欲しい。いずれもリスクを受注者側に求め過ぎているように感じられる。
受注開発・情報サービス/100～499名	損害賠償額は契約金額を上限とする。また、契約後、仕様確定時の再見積もりを許容可能とする。
受注開発・情報サービス/500名以上	個別要件に従った契約条件の変更（ <u>損害賠償の上限設定</u> 。委託料上限など）
コンサルティングサービス/10～49名	契約書上、 <u>損害賠償の上限</u> については、 <u>契約金額を上限として頂く</u> 、秘密保持期間も永久でなく長くても5年等、民間企業と同等の内容を希望致します。
受注開発・情報サービス/500名以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案者のビジネス拡大につながるよう成果物の横展開可能なようになってほしい。</li> <li>・各省庁の標準契約書での契約が絶対となっているが、案件によっては柔軟な変更ができるようにしていただきたい。（<u>障害賠償上限なし</u>、追加条件書（サービス仕様書等）の添付ができない、瑕疵担保期間などの見直し）</li> </ul>
ソフトウェア製品/50～99名	利用規約に同意していただいでご利用いただく形をとっているため。



## (参考) 国内のシステム開発における再委託の状況

- 国内のシステム開発において、外部委託金額の金額比率は30%~70%を占める案件が多く、再委託を活用する業界構造となっている



# ③ 中小・スタートアップ企業の参入機会拡大

## ❖ 概要

- ▶ システム調達で一者応札や一部の大手ベンダへの発注の集中が生じていることに対して、高い技術を持つ中小企業やスタートアップ企業を含めた多様な事業者の参入を促すために施策を講じる必要がある

## ❖ 主な短期的施策の方向性

### 1. 事務手続きの簡素化・情報公開

- 入札説明書に電子入札・電子契約を原則する旨を記載した上で、既存の仕組み（GEPSや調達ポータル等）を活用し、公告から契約締結までの事務手続きのデジタル化やペーパーレス化、提出書類の削減等の事務の簡素化を検討する。
- 年間の調達計画（WTO案件）を中心に調達情報等を早期に開示する。
- 電子入札の原則が定められているデジタルガバメント推進標準ガイドライン群にて、事務手続きの簡素化や入札参加資格の等級制限の緩和について周知拡大を図る

### 2. 多様な企業の参入促進

- 中小企業やスタートアップ企業が財務や実績が求められる高い等級を取得することは難しいことから、入札参加資格の等級制限の緩和等、価格だけではなくより提案内容を評価する仕組みを検討をする
- 国として受容できるリスク・受容できないリスクを整理し、損害賠償金額の上限設定の合理的な判断ができるように整備する
- システム調達においては、中小企業・スタートアップ企業との直接契約を増やす環境を整備するまでの当面の対応として、中小・スタートアップ企業の役割分担を明確にし、参入障壁になっている事務手続きや法的リスク（損害賠償の上限がない契約）を委託元が担うことを前提とした再委託を活用する

## (参考) 主な中期的施策の方向性

- システム調達における再委託比率制限の撤廃や緩和について、“中抜き”を防止するような再委託に関するガイドラインを整備する
- 損害賠償金額上限の設定の考え方に関するガイドライン群を整備することも含めて検討する
- 様式の統一化や簡易的に受発注を行えるような手続き（DMP等の活用）、幅広い端末で入札できる環境を検討する
- 中小企業・スタートアップ企業との直接契約を増やせるよう、調達担当官の適切な責任分解点で契約区分を切る能力を高める
- また、高度な技術力を持つ中小・スタートアップ企業に調達担当官が能動的に働きかけられるよう、中小・スタートアップ企業の情報やエコシステムの仕組みをもつ省庁や自治体等との連携を検討する

等